

仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度青少年国際交流推進事業「日独勤労青年交流事業」

2 事業の目的

国際化が進展する中であって、青少年の広い視野を養い、異なる文化を持つ人々と共に協調していく態度などを育成するため、国内外の青少年及び青少年指導者の国際交流を通じ、相互理解を深め、青少年の多様な文化の理解に向けた契機を提供するとともに、成果を確認、分析し、広く普及することを目的とする。

3 委託業務期間及び事業規模

委託業務期間：契約締結日から令和8年3月10日まで

事業規模：8,300,000円を上限とする。

4 業務内容

(1) 実施概要

相手国側実施団体と連携し、日本の青少年指導者等の海外派遣事業及び相手国の青少年指導者等の受入事業を通じた共同体験により、参加者の視野を広げ、異なる文化への理解を育む相互交流事業を実施する。

(2) テーマ・実施日程等

I テーマ及びサブテーマ

テーマ：若者が活躍する社会

(相手国であるドイツ側は、「変化する労働環境における若者の可能性と責任」)

サブテーマ：①男女ともに輝く働き方：ワーク・ライフ・バランスとキャリア形成

②技能の継承：ものづくりにおける後継者確保

II 募集対象者

上記テーマに興味・関心を持つおおむね年齢18歳～35歳の者

(専門学校生も対象とする。なお、職業分野は特定しない。)

III 相手国側実施団体

ベルリン日独センター

住所：14195 Saargemünder Str. 2, 14195 Berlin, Germany

TEL：(+49) (0)308 3907 193

IV 実施期間及び人数

【派遣】

期間：令和7年7月15日（火）日本発～7月29日（火）日本着（移動日を含む）

人数：10名（引率者1名を含む）

【受入】

期間：令和7年11月11日（火）ドイツ発～11月25日（火）ドイツ着（移動日を含む）

人数：11名（引率者1名を含む）

（3）事業内容

受託団体は、前項のテーマのもと、相手国側実施団体と連携し、以下の事業を行う。

I 派遣事業の実施

- ① 日本国内において、テーマ等に関連した青少年指導者の募集・選考を行い、日本人青少年指導者等による派遣団（以下「派遣団」という。）を組織し相手国（ドイツ）へ派遣すること。また、募集する際は、事業趣旨、事業期間中のスケジュール、参加に当たっての留意事項を明確にして幅広く広報するとともに、外部有識者を含んだ委員会を組織し選考すること。

なお、選考の際は概ね以下の要素を備えた者を選考することが望ましい。

- A 相手国の人々との交流を通じた体験を今後に生かしたいという意欲
- B 社会のために貢献したいという志
- C 当初の目標を達成するための思考力と行動力
- D 未知の事柄に対して挑戦できる積極性
- E 規律ある団体行動ができる協調性
- F 海外でも支障なく生活できる自己管理能力

また、参加の承諾、著作権及び肖像権に関する承諾を得ておくこと。

- ② 事業の趣旨等を派遣団員が理解するための事前研修を行うこと。また、派遣団員には事後のアンケート調査を行い、そのまとめを報告書に記載すること。
- ③ 受託団体の職員は、派遣団を引率し、相手国内での事業の実施状況を確認すること。また、派遣プログラムは、相手国側実施団体により計画・運営されるが、同団体との綿密な調整等を通じて、派遣団の事後アンケートにおける「外向き志向」（※）及び事業内容に対する満足度が高まるよう努めること。
- ④ 受託団体は、各派遣団員に対し、学校や所属団体又はその他の機関において、本事業を通じて得た成果を発表させること。また、受託団体は、その発表が青少年の国際的な興味・関心の向上に資するものとなるよう助言すること。

（※）「外向き志向」とは、「日本人として世界に貢献したい」「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」の3項目をいう。

II 受入事業の実施

- ① 日本国内において、相手国側実施団体が選考した青少年指導者等（以下「受入団」という。）を受け入れ、テーマ等に関連したプログラムを計画・実施すること。

②受託団体の職員は、受入団に随行し、日本国内での事業の実施状況を確認すること。また、受入プログラムを計画・運営する際は、相手国側実施団体との綿密な調整等を通じて、受入団員の目標が達成できるよう努めること。

③プログラムを計画・実施する際は、日本国内の大都市、地方都市の2か所を訪問することとし、ホームステイの実施に努めること。また、テーマ等に関連した以下の研修を盛り込むとともに、日本の青少年と交流する機会を提供するよう努めること。ただし、相手国側実施団体から異なる内容を提示された場合はこの限りではない。

- A 日本の施策の説明
- B 日本及びドイツの現状や問題点等に関する意見交換
- C 先進的な取組を行う団体又は施設、教育機関等の訪問
- D 同じ活動をしている者同士による交流

なお、プログラムの成果を確認するため、受入期間中に受入団員による学習成果発表を行う時間及び場所を設けること。

Ⅲ 業務成果報告書の作成及び本事業の効果検証

上記の派遣・受入事業について、実施内容・成果、日本人参加者のアンケート結果を総括する報告書（業務成果報告書）を作成するとともに、その効果検証を行い、下記により納入する。

①納入期限：令和8年3月10日

②納入方法：電子媒体をメールで提出

③納入先：東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係
(youth-kokusai@mext.go.jp)

(4) 具体的な業務

- ①文部科学省との連絡調整（危機管理等を含む）
- ②日本の参加者の募集、選定及び事前連絡
- ③設定テーマ、相手国（ドイツ）の要望に合わせたプログラム企画、訪問先との連絡調整
- ④日本の随行者の選定及び事前連絡
- ⑤通訳者等の手配及び連絡調整
- ⑥プログラム期間中の派遣団員・受入団員による成果報告会の実施（準備、指導等を含む）
- ⑦派遣国（ドイツ）へ渡航（出国及び帰国）及び滞在するための交通機関、宿泊機関の手配等
- ⑧事前研修資料等の作成、資料作成に係る連絡調整及び送付
- ⑨成果報告会における来賓等への案内
- ⑩日本人参加者の事業参加に係る国内移動のサポート
- ⑪事業の記録用撮影（写真、動画等）
- ⑫日本人参加者に対するアンケートの実施、効果検証
- ⑬関係書類の作成
- ⑭その他、本事業の遂行に必要な業務

(5) スケジュール (例)

【派遣】

	日付	場所	活動内容
	1 か月前頃	日本	事前研修
1	7/15 (火)	日本→ドイツ	ドイツ着
2	7/16 (水)	ドイツ (大都市)	オリエンテーション、テーマに関する講義
3	7/17 (木)		テーマに関する施設・団体訪問
4	7/18 (金)	ドイツ (大都市／地方)	移動日 (大都市→地方)
5	7/19 (土)	ドイツ (地方)	ホームステイ
6	7/20 (日)		テーマに関する施設・団体訪問、体験活動
7	7/21 (月)		テーマに関する講義
8	7/22 (火)		交流会・意見交換 など
9	7/23 (水)		
10	7/24 (木)	ドイツ (地方／大都市)	移動日 (地方→大都市)
11	7/25 (金)	ドイツ (大都市)	プログラム振り返り、自主研修等
12	7/26 (土)		派遣団員による学習成果発表会
13	7/27 (日)		意見交換など
14	7/28 (月)	ドイツ→日本	帰国準備、移動日
15	7/29 (火)	日本	日本着
	帰国後随時	日本	参加者アンケートの実施 参加者各自の職場等における成果発表会

※派遣プログラムの訪問先、内容については、相手国側実施団体が主導で調整を行う。

【受入】

	日付	場所	活動内容
	1 か月前頃	ドイツ	事前研修
1	11/11 (火)	ドイツ→日本	日本着
2	11/12 (水)	日本 (大都市)	オリエンテーション、テーマに関する講義
3	11/13 (木)		テーマに関する施設・団体訪問、体験活動
4	11/14 (金)		テーマに関する講義
5	11/15 (土)		交流会・意見交換 など
6	11/16 (日)		
7	11/17 (月)	日本 (大都市／地方)	移動日 (大都市→地方)
8	11/18 (火)	日本 (地方)	ホームステイ
9	11/19 (水)		テーマに関する施設・団体訪問、体験活動
10	11/20 (木)		テーマに関する講義
11	11/21 (金)		交流会・意見交換 など
12	11/22 (土)		
		日本 (地方／大都市)	移動日
13	11/23 (日)	日本 (大都市)	プログラム振り返り、自主研修等
14	11/24 (月)		受入団員による学習成果発表会
15	11/25 (火)	日本→ドイツ	日本発

5 委託業務遂行上の留意点

- (1) 派遣事業については、日本国内で発生する経費について計上することとし、国外で発生する滞在費は計上しないこと。例えば、ドイツに到着するまで及び日本に到着してからの滞在費、保険料等を計上すること。なお、渡航者には必ず海外旅行保険の案内を行い、加入をすること。
- (2) 派遣に係る渡航費は、最大半額まで委託費に計上することができる（引率者については、最大全額を委託費に計上することができる）。また、受託団体が事業計画書を提出する際には、3者以上の旅行代理店から見積を徴し、その中で最も経済的かつ効率的な行程を示した者の金額を計上すること。なお、引率者は日本団を代表する者として対応するため、素行が良好で、本事業の趣旨を理解して積極的に事業運営に協力できる者とする。
- (3) 受入事業に係る経費は、相手国訪問団が日本国に到着後から出発するまでに発生する通訳に要する諸謝金、旅費（鉄道賃、日当、宿泊費等）、研修場借り上げ料等を計上すること。
- (4) 天災地変、事故及び疾病者の発生等緊急事態（以下「緊急事態」という。）に対応するための危機管理マニュアルを作成し、求めに応じて提出・説明ができるようにしておくこと。
- (5) 不測の事態により、参加者数の増減や日程変更の可能性がある。

6 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、下記(2) 要求要件の詳細に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「体験活動関連事業に係る技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別冊の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

I 事業の内容及び実施方針

1-1 事業目的及び趣旨との整合性

- * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について、全て提案されていること。仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。
- * 1-1-2 事業目標及び内容が、趣旨・テーマに即したものとなっていること。

1-2 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業内容が、交流相手国と日本の青少年、青少年指導者等による交流が期待できるものとなっていること。事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。

1-3 成果目標の妥当性、独創性

- * 1-3-1 派遣者の1人当たりの成果発表の目標人数が多く、かつ、そのための工夫が目標の実現にふさわしい内容となっていること（募集・選定方法、事前研修の内容を含む）。

- * 1-3-2 派遣者の「外向き志向」の目標値が高く、かつ、そのための工夫が目標の実現にふさわしい内容となっていること。
- * 1-3-3 派遣者の事業内容に対する満足度の目標値が高く、かつ、そのための工夫がふさわしい内容となっていること。

II 組織の経験・能力

2-1 組織の事業実施能力

- * 2-1-1 事業の実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- * 2-1-2 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- * 2-1-3 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
- * 2-1-4 事業を円滑に実施するために相手国実施団体との連携が期待できること。

2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

III 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務実施予定者の類似事業業務の経験

3-1-1 過去に青少年等の国際交流に係る類似の派遣・受入事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の実施内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 実施内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 実施内容に関する人的ネットワークを有していればその内容に応じて加点する。

IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

V 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

7 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかは、発注者が確認することをもって検査とする。

8 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

9 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

10 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

11 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同等の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

12 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

13 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。本仕様書に掲げる作業並びに文部科学省の指示による作業は、文部科学省が期限を定める場合には当該期限までに実施するものとし、それ以外の場合には本事業の実施に支障の無いよう計画的に実施すること。

14 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、契約書、事業計画書のほか、別冊の青少年国際交流推進事業委託要項及び青少年国際交流推進事業委託要領の定めに従って適切に処理すること。
- (2) 本競争入札は、令和7年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、契約金額やスケジュール等を変更する場合がある。
- (3) 受注者は、本事業実施に係る情報について文部科学省の求めに応じて提出すること。